

東京大学本部保全課 特任専門職員（特定有期雇用教職員） 募集要項

1.	職名及び人数	特任専門職員 1 名
2.	契約期間	令和 8 年 6 月 1 日以降できるだけ早い時期（応相談） ～ 令和 9 年 3 月 3 1 日
3.	更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1 年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。ただし、更新回数は 2 回、在職できる期間は令和 1 1 年 3 月 3 1 日を限度とし、以後更新しない。
4.	試用期間	採用された日から 1 4 日間
5.	就業場所	東京大学本郷キャンパス（東京都文京区本郷 7 - 3 - 1）
6.	所属	本部保全課 ※変更の範囲：原則同一部局内
7.	業務内容	東京大学では、建物保有面積の増加に伴う維持管理費の増加と施設整備費の減少により、既存施設の有効活用および長寿命化への対応が求められている。本業務は、継承された施設資産を最大限に活用し、安定的な経営基盤の構築に寄与することを目的として、既存施設の現状把握、点検、評価、施設保全カルテの作成・更新などを継続的に実施する各種取り組みの中心となってマネジメントを行うものである。また、施設保全カルテの作成に向けた建物の保全状況等の調査においては、関係部署と日程調整を行い、委託業者に同行し現地確認も行う。 ※変更の範囲：配置換及び兼務を命じることがある。
8.	就業日・就業時間・休日	就業日・時間は 1 日 7 時間 45 分、週 5 日（月曜日～金曜日）9:00～17:45（12:00～13:00 休憩）。時間外労働を命じることがある。 土・日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は原則休日。
9.	休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
10.	賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額 40 万円～50 万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則 55,000 円/月まで）、超過勤務手当。
11.	加入保険	文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
12.	応募資格	1) 大学の施設、建築設備に精通している方（本学又は他の国立大学法人等の学内事情に精通しているとさらに望ましい。） 2) 組織的な業務遂行に必要な連絡調整能力を有している方 3) 長期修繕計画の策定、既存施設の資産価値の維持向上等について分析・立案する能力を有している方 4) 現地調査業務を含むため、屋外作業に対して意欲的に対応できる方 5) PC 操作（電子メール、Word、Excel、PowerPoint）が円滑にできる方
13.	提出書類	1) 東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html 2) 志望動機および応募に当たったの抱負 1 部 ※A4 判で 1 枚（厳守）以内で作成すること。 上記「7.業務内容」の一部あるいは全部を踏まえた上で、これまでのご自身の業務経験をどのように生かせるかと考えるか、遂行するための能力を含めて記載してください。
14.	提出方法	〈電子媒体での提出の場合〉 上記書類の電子ファイルを以下の URL にアップロードすること。 2026_保全課特任専門職員応募書類提出フォルダ ※ 2～3 日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

		<p>〈郵送での提出の場合〉</p> <p>封筒に「本部保全課（特任専門職員） 応募書類在中」と朱書き、記録が残る方法で下記住所に送付のこと。 ※応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。</p>
15.	応募締切	<p>令和8年9月30日（水）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。</p> <p>ただし、適任者が決まり次第募集を終了します。</p>
16.	問い合わせ先	<p>〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1 本部棟9階</p> <p>東京大学本部施設企画課 担当：米澤 TEL:03-5841-2203</p> <p>e-mail: sisetsusoumu.adm@mail.u-tokyo.ac.jp</p> <p>※メールを送信する際は*を半角@に変換してください。</p>
17.	募集者名称	国立大学法人東京大学
18.	受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
19.	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。